

# 宇治市地域防災計画（改定案）について

## 1. 主な改定項目

- (1) 災害に備えた情報や施設等の追記
- (2) 車による緊急避難場所の追記
- (3) 災害時協定団体の追記
- (4) その他時点修正等

## 2. 改定の概要

### **(1) 災害に備えた情報や施設等の追記** 【一般対策編第2編第2章第6節、第3編第4章第3節】 【資料編資料1-46、3-2】

防災気象情報の一つである「キキクル」が令和4年6月30日に変更された内容や緊急輸送道路として市道宇治白川線が追加されたこと、天ヶ瀬ダムの再開発事業完了に伴う施設概要の変更を追記する。

### **(2) 車による緊急避難場所の追記** 【一般対策編第3編第11章第3節】

令和4年度に開催されました京都府防災会議において、風水害時に親戚・知人宅で災害の危険性があり、指定緊急避難場所に避難できない場合に、車により緊急避難し、車内で安全を確保するための車中避難場所を確保されたことから、一般対策編第3編第11章第3節「避難の方法」の一つに京都府が確保された車中避難場所においてやむを得ない場合に車中で一時的に安全確保をすることを追記する。

### **(3) 災害時協定団体の追加** 【資料編資料1-7】

- ①災害時に起こる不測の事態に対応するため、発電機・仮設トイレ・空調（冷暖房）・パーテーション等の資機材の確保を目的に、資機材の調達から設置まで、総合的な支援が可能な「西尾レントオール株式会社」と協定を締結
- ②大規模災害時における早期の停電復旧を目的に「関西電力送配電株式会社伏見営業所」と協定を締結
- ③福祉避難所として障害者福祉施設である「社会福祉法人同胞会クロス」と協定を締結

### **(4) その他時点修正等**

その他、時点修正や文言修正等を行う。

## 3. 今後のスケジュール

令和5年7月～ 災害対策基本法第42条第6項に基づき、京都府へ報告 ⇒ 公表(HP等)

# 新旧対照表

一般対策編	P. 1 ~ P. 5
震災対策編	P. 6

---

## 追加・修正 資料

---

### 資料編 P. 7 ~ P. 10

資料 1 - 7	民間業者等との協定締結一覧
資料 1 - 4 6	キキクル等の種類と概要
資料 3 - 2	ダム諸元一覧

一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第2編 災害予防計画	第2章 災害に強い 宇治市づくり	第6節 道路防災	(4) 緊急輸送道路の整備 京都府地域防災計画において、緊急輸送道路ネットワーク計画の推進が位置づけられており、第1次緊急輸送道路である京滋バイパス、国道24号、主要地方道京都宇治線、主要地方道宇治淀線、第2次緊急輸送道路である主要地方道城陽宇治線、 <u>一般府道黄檗停車場線及び一般府道山城総合運動公園城陽線</u> 、第1次緊急輸送道路と市役所等その他の防災拠点を連絡する道路については、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関とも調整を図り、道路整備、災害防止などに努める。	(4) 緊急輸送道路の整備 京都府地域防災計画において、緊急輸送道路ネットワーク計画の推進が位置づけられており、第1次緊急輸送道路である京滋バイパス、国道24号、主要地方道京都宇治線、主要地方道宇治淀線、第2次緊急輸送道路である主要地方道城陽宇治線、 <u>一般府道黄檗停車場線、一般府道山城総合運動公園城陽線及び市町村道宇治市道宇治白川線</u> 、第1次緊急輸送道路と市役所等その他の防災拠点を連絡する道路については、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関とも調整を図り、道路整備、災害防止などに努める。	京都府の緊急輸送道路ネットワーク計画に合わせて修正
第2編 災害予防計画	第3章 災害の予防、災害応急対策への	第4節 道路交通の安全対策	1. 自動車交通に対する対策 (2)緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けるものとする	1. 自動車交通に対する対策 (2)緊急通行車両 <u>確認証明書及び標章</u> の交付を受けるものとする	災害対策基本法施行令等の運用の変更に伴う修正
第3編 災害応急対策計画	第4章 水防上必要な活動	第3節 水防警報等の種類及び内容、通信方法	5. 天ヶ瀬ダム放流連絡の本市における通報組織 (2) 天ヶ瀬ダムの洪水調節及び概要 天ヶ瀬ダムは、治水容量20,000,000m <sup>3</sup> を利用して、宇治川の洪水時に、ダム地点の計画高水流量1,360m <sup>3</sup> /sを840m <sup>3</sup> /sに調節をする。さらに、枚方が氾濫注意水位を超えたときは、ピークに対して160m <sup>3</sup> /sに調節する。 (一般対策編P.61 天ヶ瀬ダム施設概要表)(規模) ドーム型アーチ式コンクリートダム 堤高 73.0m 堤長 254m 総貯水量 26,280,000m <sup>3</sup> 主放水門扉(コンジットゲート) 3門 1,110m <sup>3</sup> /s (能力) 840m <sup>3</sup> /s (計画最大放水量) 頂部門扉(クレストゲート) 4門 680m <sup>3</sup> /s	5. 天ヶ瀬ダム放流連絡の本市における通報組織 (2) 天ヶ瀬ダムの洪水調節及び概要 天ヶ瀬ダムは、治水容量20,000,000m <sup>3</sup> を利用して、宇治川の洪水時に、ダム地点の計画高水流量 <u>2,080m<sup>3</sup>/sを1,140m<sup>3</sup>/s</u> に調節をする。さらに、枚方が氾濫注意水位を超えたときは、ピークに対して <u>250m<sup>3</sup>/s</u> に調節する。 (一般対策編P.61 天ヶ瀬ダム施設概要表)(規模) ドーム型アーチ式コンクリートダム 堤高 73.0m 堤頂長 254m 総貯水容量 26,280,000m <sup>3</sup> <u>トンネル式放流設備</u> <u>全長 617m 導流部 内径10.3m</u>	天ヶ瀬ダム再開発事業完了により、 <u>計画の変更及び施設が追加された</u> 為修正

## 一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第3編 災害応急対策計画	第4章 水防上必要な活動	第4節 水防体制	【活動を実施するために必要な情報の入手先】表中 水位情報、雨量情報	【活動を実施するために必要な情報の入手先】表中 水位情報、雨量情報、 <b>京都府水位・氾濫予測システム</b>	府管理河川の水位予測情報等の先行配信を追記
	第5章 情報の収集・伝達	第1節 予報及び警報の伝達組織と周知方	3.(3) 記録的短時間大雨情報(例文3) ア. 記録的短時間大雨情報は、予報区ごとに京都地方气象台から発表する。 イ. 発表基準 <u>1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析し、かつ、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現している場合に発表する。</u>  ウ. 意義 <u>記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。</u> <u>特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。</u> <u>この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。</u>  エ. 観測所の配置 京都地方气象台所属のアメダス観測所及び観測種目を、資料2-43に、その設置地点を資料2-44に示す。	3.(3) 記録的短時間大雨情報(例文3) ア. 記録的短時間大雨情報は、予報区ごとに <b>気象庁</b> から発表 <b>される</b> 。 イ. 発表基準 <b>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような、1時間に90mm以上の猛烈な雨が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表される。</b>  ウ. 意義 <b>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</b> <b>特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合は、関係者の即座の対応を促すものである。</b>  エ. 観測所の配置 京都地方气象台所属のアメダス観測所 <b>所在地</b> 及び観測種目を資料2-43に、その <b>配置</b> を資料2-44に示す。	地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例を基に修正。

一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第3編 災害応急対策計画	第5章 情報の収集・伝達	第1節 予報及び警報の伝達組織と周知方法	<p>3.(4) 土砂災害警戒情報（例文4）</p> <p>ア. 発表 「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村毎に京都府と京都地方気象台が共同で発表する。</p> <p>イ. 内容 土砂災害警戒情報は、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村を示す地図からなる。</p> <p>ウ. 意義 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、原則として市町村を対象に発表される。 これにより、市町村長が避難指示等を発令する場合の参考として利用できる。</p> <p>エ. 発表基準等 (ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和2年に検証対象災害事例（1991～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。</p> <p>(イ) 過去の災害が無い5キロメッシュについては、等RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>オ. 伝達 土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>	<p>3.(4) 土砂災害警戒情報（例文4）</p> <p>ア. 発表 「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村等を特定して京都府と京都地方気象台が共同で発表される。</p> <p>イ. 内容 土砂災害警戒情報は、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村等を示す地図からなる。</p> <p>ウ. 意義 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村等を対象に発表される。 これにより、市長が避難情報を発令する場合の参考として利用できる。</p> <p>エ. 発表基準等 (ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和2年に検証対象災害事例（1991～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施された。</p> <p>(イ) 過去の災害が無い1キロメッシュについては、RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>※「オ. 伝達」については様式の記載が無いことから削除</p>	<p>地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例を基に修正。</p>

一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第3編 災害応急対 策計画	第5章 情報の収 集・伝達	第1節 予報及び警 報の伝達組 織と周知方 法	<p>3. (5) 竜巻注意情報 (例文5)</p> <p>ア. 省略 イ. 内容 <u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているとき。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報からなる。</u></p> <p>ウ. 発表基準 <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているとき。</u></p> <p>エ. 有効期間 <u>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p>	<p>3. (5) 竜巻注意情報 (例文5)</p> <p>ア. 省略 イ. 内容 <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる。</u> <u>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p> <p>ウ. 意義 <u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。</u></p> <p>※ 「エ. 有効期間」は「イ. 内容」に含めたため、削除</p>	<p>地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例を基に修正。</p>
第3編 応急対策計 画	第11節 避難誘導計 画	第3節 避難の方法	<p>2. 避難の誘導 (省略)</p>	<p>2. 避難の誘導 (省略)</p> <p><u>(5) 自宅や親戚・知人宅において災害の危険性があり、指定緊急避難場所に避難できない場合に、京都府が確保された車中避難場所に、車により緊急避難し、車内で安全を確保する。なお、屋外避難は、市が開設する避難所等安全な地域にある施設への避難が原則であり、車中避難を推奨するものではない。(京都府ホームページ「車中避難場所掲載URL」 <a href="https://www.pref.kyoto.jp/hinan/syatyuuhinan.html">https://www.pref.kyoto.jp/hinan/syatyuuhinan.html</a>)</u></p>	<p>京都府防災会議において車中避難場所を確保されたことが報告され、京都府防災計画を踏まえて、避難の一手段として追記。</p>

## 一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第3編 災害応急対策計画	第14章 緊急輸送	第1節 救助・救出の対象	(6) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者  【活動を実施するために必要な情報の入手先】 要救助者の把握、災害情報 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 災害情報、救助情報	(6) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者 <u>(以下、「安否不明者」という。)</u>  【活動を実施するために必要な情報の入手先】 要救助者や安否不明者の把握、災害情報 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 災害情報、救助情報、 <b>安否不明者情報</b>	国の防災基本計画の修正を踏まえた改定
	第20章 輸送	第6節 緊急輸送車両の取り扱い	災害対策基本法第76条の規定による緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、 <u>緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等確認申請書を警察本部、宇治警察署又は交通検問所に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。</u> ただし、緊急自動車 <del>が</del> 傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。	災害対策基本法第76条の規定による緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要がある時は、 <u>緊急通行車両等確認申請書をあらかじめ京都府警察本部又は京都府宇治警察署に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。</u> ただし、緊急自動車 <del>が</del> 傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。	災害対策基本法施行令等の運用の変更に伴う修正
第3編 災害応急対策計画	第21章 ライフライン施設等の応急復旧対策	第3節 電気施設	2. 災害時の活動 関西電力送配電(株)は、災害時において停電箇所は、原則として送電する。建物倒壊等により送電による危険があり、事故を拡大するおそれがあるときは送電の停止等の適切な危険予防措置をとる。公益性及び治安維持上の観点から送電可能な範囲で送電を継続する。 <u>電力供給施設が被災し、運転不能が予測される場合は運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。</u>	2. 災害時の活動 <u>関西電力送配電(株)は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u>	京都府地域防災計画に合わせる形で修正
			4. 復旧対策 関西電力送配電(株)は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各電力設備の復旧は、原則として、被害状況や復旧の難易度や道路復旧状況等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。	4. 復旧対策 関西電力送配電(株)は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。 <b>各電力供給設備</b> の復旧は、原則として、被害状況や復旧の難易度や道路復旧状況等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。	京都府地域防災計画に合わせる形で修正
第1編 第2編 第3編	第2章 第21章	第5編 第7編 第4編	大阪ガス(株)	<b>大阪ガスネットワーク(株)</b>	分社化に伴う会社名変更【震災対策編、事故対策編、資料編も同様の修正を行う】

## 震災対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第2編 災害予防計画	第3章 施設・構造物等の安全化	第2節 道路交通の安全対策	1. 自動車交通に対する対策 (2) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けるものとする	1. 自動車交通に対する対策 (2) 緊急通行車両 <b>確認証明書及び標章</b> の交付を受けるものとする	災害対策基本法施行令等の運用の変更に伴う修正
第3編 災害応急対策計画	第16章 緊急輸送	第3節 緊急通行車両の取り扱い	災害対策基本法第76条の規定による緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要がある時は、 <u>緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等確認申請書を警察本部、宇治警察署又は交通検問所に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。</u> ただし、緊急自動車 <del>が</del> 傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。	災害対策基本法第76条の規定による緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要がある時は、 <b>緊急通行車両等確認申請書をあらかじめ京都府警察本部又は京都府宇治警察署に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。</b> ただし、緊急自動車 <del>が</del> 傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。	災害対策基本法施行令等の運用の変更に伴う修正
	第17章 ライフライン施設等の応急復旧対策	第1節 電気施設	2. 災害時の活動 <u>関西電力送配電(株)は、災害時において停電箇所は、原則として送電する。建物倒壊等により送電による危険があり、事故を拡大するおそれがあるときは送電の停止等の適切な危険予防措置をとる。公益性及び治安維持上の観点から送電可能な範囲で送電を継続する。</u> <u>電力供給施設が被災し、運転不能が予測される場合は運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。</u>	2. 災害時の活動 <b>関西電力送配電(株)は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</b>	京都府地域防災計画に合わせる形で修正
			4. 復旧対策 関西電力送配電(株)は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各電力設備の復旧は、原則として、被害状況や復旧の難易度や道路復旧状況等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。	4. 復旧対策 関西電力送配電(株)は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。 <b>各電力供給設備</b> の復旧は、原則として、被害状況や復旧の難易度や道路復旧状況等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。	京都府地域防災計画に合わせる形で修正

## 1. 宇治市が単独で締結

種別		締結年月日	機 関 名	
(1) 民間業者	応急工事等	1	平成17年4月14日	京都UC会
		2	平成17年8月24日	宇治建設業協会 宇治市造園協会 宇治管工事業協同組合 宇治市指定上下水道協同組合 宇治地区電気防災協議会
		3	平成19年3月27日	山城土木浚渫業協会
		4	平成23年5月10日	宇治地域災害防止組合
		5	平成21年6月8日	一同建設協同組合
		6	平成23年12月26日	特定非営利活動法人 善法雇用促進協議会
		7	平成24年6月15日	FPC京都
		8	平成25年2月15日	宇治災害時緊急支援の会
		9	平成28年4月27日	山城災害復旧協会
		10	平成29年4月27日	京都南部建設組合
	応急対策	11	平成24年3月26日	一般社団法人 京都府解体工事業協会
		12	平成25年8月26日	京都市南廃棄物事業協同組合
		13	平成28年10月20日	日本下水道事業団
		14	平成29年3月8日	宇治建設コンサルタント業協会
		15	平成30年6月6日	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
		16	平成31年3月1日	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関西支部
		16	平成31年3月1日	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関西支部
	17	令和5年3月30日	関西電力送配電株式会社伏見営業所	
	災害時放送	18	平成24年4月1日	エフエム宇治放送株式会社
	情報収集	19	平成30年5月2日	一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会
		20	平成30年5月2日	株式会社 t s u j i
	情報発信	21	平成25年10月7日	ヤフー株式会社
	物資の提供	22	平成26年1月29日	ライフネット協会
		22	平成26年9月4日	株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
		24	平成30年4月1日	イオンリテール株式会社近畿カンパニー
		25	令和4年1月10日	西尾レントオール株式会社
	災害ボランティア活動の推進	26	平成27年1月14日	宇治市災害ボランティアセンター
特設公衆電話の設置・利用	27	平成29年3月9日	西日本電信電話株式会社京都支店	

## 5. 宇治市が締結している避難者受入に関する協定

種別		締結年月日	機 関 名	
福祉避難所	障害者福祉施設	1	平成24年1月27日	京都府立宇治支援学校
		2	平成24年1月27日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・ワークセンター宇治作業所
		3	平成24年1月27日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・デイセンター宇治作業所
		4	平成25年6月26日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・宇治作業所のびのび
		5	平成24年1月27日	社会福祉法人 同胞会 ・同胞の家
		<b>6</b>	<b>令和5年3月27日</b>	<b>社会福祉法人 同胞会 ・クロス</b>
		7	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬学園 通所部
		8	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬学園 入所部
		9	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬寮
		10	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・宇治川福祉の園
		11	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・横島福祉の園
		12	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・志津川福祉の園
	高齢者福祉施設	13	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬苑特別養護老人ホーム
		14	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治明星園 ・宇治明星園特別養護老人ホーム
		15	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治明星園 ・宇治明星園白川特別養護老人ホーム
		16	平成26年3月20日	社会福祉法人 宇治明星園 ・伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム
		17	平成24年12月17日	社会福祉法人 一竹会 ・宇治さわらび園特別養護老人ホーム
		18	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治病院 ・笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム
		19	平成24年12月17日	社会福祉法人 悠仁福祉会 ・ウィラ鳳凰特別養護老人ホーム
		20	平成26年3月20日	社会福祉法人 マイクロ福祉会 ・特別養護老人ホーム まごころ園
		21	平成27年3月21日	社会福祉法人 京都愛心会 ・特別養護老人ホーム 宇治愛の郷

## 資料1-46 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒): 命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>・「危険」(紫): 危険な場所から全員の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒): 命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>・「危険」(紫): 危険な場所から全員の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒): 命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>・「危険」(紫): 危険な場所から全員の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

## 資料3-2 ダム諸元一覧

		天ヶ瀬ダム	喜撰山ダム
管 理 者		国土交通省	関西電力
目 的		多目的	発電
工 期		自 昭和32年4月 至 昭和40年3月	自 昭和42年 3月 至 昭和44年12月
形 式		ドーム型 アーチ式コンクリートダム	中央土質しゃ水壁型 ロックフィルダム
工 費		6,660,000 千円	17,900,000 千円
水 位	最 高	O. P. +78.50m	296.00m
	最 低	O. P. +58.00m	270.00m
貯水地	全容量	26,280,000m <sup>3</sup>	7,227,000m <sup>3</sup>
	有効容量	20,000,000m <sup>3</sup>	5,326,000m <sup>3</sup>
堰 堤	ダムの高さ	73.0m	91.0m
	ダムの長さ	254.0m	255.0m
	水 門クレスト トゲート	ラジアルゲート 4門	スライドゲート1門
	放水管コンジ ットゲート	高圧ローラーゲート 3門	
	トンネル洪水 吐ゲート	ラジアルゲート 2門	
計画高水量		2,080m <sup>3</sup> /s	-
取水口門扉（発電）		ローラーゲート 2門	取水口2（門扉なし）
発電所	最大使用 水量	186.14m <sup>3</sup> /s	(発電) (揚水) 248.0m <sup>3</sup> /s (220.0m <sup>3</sup> /s)
	最大出力	92,000KW	466,000KW (490,000KW)
年間発生電力量		約3億3000万 KWH	513,920,000 MWH
ダムの所在地		左岸 宇治市横島町六石 右岸 宇治市横島町横尾山	宇治市池尾